注)関連する事務事業は、基本的にはここに記載するとおりとするが、政策評価を効果的に行うため、実施する過程において必要に応じ改定を行えるものとする。

各種施策を統合する基盤及び各主体の参加に係る施策

H1206	来でWild / OHM人の日上中のシMic M ONG来
基本施策	- 9 環境保健対策
(施策番号)	(評価対象施策)
- 9 -(1)	(1)公害健康被害対策(補償・予防)
(目標)	公害に係る健康被害について、迅速かつ公正な救済及び予防を図る。
	(下位目標)
	1.「公害健康被害の補償等に関する法律」(公健法)に基づき、認定患者への公正な補償給付等の実施を確保する。
	2. 公健法による健康被害予防事業の推進に加え、地域人口集団の健康状態と環境汚染との関係について 継続的な監視及び調査研究を行う。また、局地的大気汚染の健康影響に関する調査研究を推進する。
Γ	
	ア. 公害健康被害の補償
	イ. 公害健康被害の予防
- 9 -(2)	(2)水俣病対策
(目標)	水俣病総合対策について、平成7年の閣議了解等に基づき確実に実行する。また、水俣病に関する国際協力及び 総合的研究について、着実に進める。
	(下位目標)
	1. 平成7年の水俣病問題解決に当たっての閣議了解等を踏まえ、水俣病総合対策、地域再生・振興などを着実に実行する。
	2. 水俣病の経験を国内外に情報発信し、世界各地で顕在化している水銀汚染問題について、我が国の経験と技術を活かした国際協力を進める。
	ア. 水俣病対策
- 9 -(3)	(3)環境保健に関する調査研究の推進
(目標)	国民的な関心事となっている花粉症と大気汚染との関係、いわゆる化学物質過敏症、電磁波による健康影響等の 諸問題について、調査研究を推進する。
Γ	
	ア. 環境保健に関する調査研究の推進